

報告第24号

令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について臨時代理した 件の承認について

福津市学校運営協議会規則（平成18年福津市教育委員会規則第8号）第5条の規定に基づき令和6年4月25日に任命決定した委員1名から就任辞退の申し出があったことに伴い、この者を解任する必要が生じた。特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年11月1日教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年11月18日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

参 考

○福津市学校運営協議会規則（抄）

（設置）

第4条 福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を設置する。

（委員の任命等）

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- （1） 対象学校の所在する地域の住民
- （2） 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

- 2 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。
- 3 委員の定数は、各協議会につき15人以内で、教育委員会が対象学校の校長と協議して定める。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。
- 4 対象学校の校長は、第1項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該委員を解任することができる。

- (1) 第10条第1項又は第2項の規定に反した場合
- (2) 心身の故障のために職務を遂行することができない場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

臨時代理書

令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年11月1日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 田中 一郎

臨時代理の内容

令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について

（別紙のとおり）

理由

本人から委員辞退の申し出があった為

令和6年度 学校運営協議会委員名簿（解任）

学校名	選出	区分	氏名	フリガナ	団体名	職名
福間南小学校	1号	地域住民	石飛 正展	イシトビ マサノブ	イオンモール福津	ゼネラルマネージャー

令和6年11月1日付解任

報告第25号

福津市学校給食委員会の答申について

福津市学校給食委員会の答申を別添のとおり報告する。

令和6年11月18日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

理 由

令和6年10月28日に福津市学校給食委員会に諮問した「福津市立小中学校給食費の改定について」について、令和6年10月28日に同委員会から答申を受けたので報告する。



令和6年10月28日

福津市教育委員会
教育長職務代理人 田中 一郎 様

福津市学校給食委員会
会長 清水 光朗

福津市小中学校給食費の見直しについて（答申）

令和6年10月28日付け6福教学第1774号で諮問のあった福津市立小中学校の給食費の見直しについて、福津市学校給食委員会規則第2条の規定により審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 福津市立小中学校の給食費の見直しについて

学校給食費は、令和4年度に改定して以降、原材料費の高騰、物資輸送費の上昇等が続き、献立の工夫や物資選定による食材費の抑制、市の物価高騰対策補助金等により据え置かれてきました。しかし、現在の学校給食費では、学校給食実施基準の栄養摂取基準量を満たす献立内容の維持が困難な状況になっています。

本委員会では、学校給食の現状と食材費の価格上昇率をふまえ、適正な学校給食費について検討を行いました。その結果、令和7年4月から小学校給食費を一食当たり310円、中学校給食費を一食当たり400円とすることが妥当であると結論付けました。また、児童生徒に栄養バランスのとれた安全安心な学校給食を安定的に提供していく為にも、令和8年4月からの学校給食費の見直しは、令和7年度に行うべきであると考えます。

6 福教学第 1 7 7 4 号
令和 6 年 1 0 月 2 8 日

福津市学校給食委員会会長 様

福津市教育委員会

福津市立小中学校給食費の改定について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1. 諮問事項

福津市立小中学校の給食費の見直しについて

2. 諮問理由

令和 4 年度の給食費の改定から、3 年を経過していること、また、物価が高騰していることに伴い、現行の給食費では給食の提供が困難になってきているため。

議案第51号

福津市学校給食費の改定について

福津市立小学校、中学校の給食費を次のとおり改定する。

1. 改定後の学校給食費

	小学校	中学校
一食あたりの単価	310円	400円

2. 改定の実施時期

令和7年4月1日

令和6年11月18日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 田 中 一 郎

理 由

令和6年10月28日に福津市学校給食委員会に、福津市立小中学校給食費の改定について諮問を行い、令和6年10月28日に同委員会より答申を受けた。この答申を踏まえ、給食費を改定する。

これが、この議案を提出する理由である。

学校給食費の見直しについて

1. 学校給食

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。

学校給食費は、学校給食法第11条に経費の負担区分が示されており、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、設置者の負担であり、それ以外の経費は、学校給食を受ける児童及び生徒の保護者の負担となっています。

2. 学校給食費の改定理由

福津市では、令和4年度に現行の学校給食費に改定して以降、食材価格が軒並み上昇する中、献立の工夫や物資選定による食材費の抑制、市からの物価高騰補助金等、様々な努力により学校給食費を値上げすることなく、給食の提供を続けてまいりました。

しかし、毎年、主食費（ごはんやパンなど）や、牛乳の価格上昇が続いており、副食費（おかずや汁物、調味料など）を節減して対応してまいりましたが、その副食の食材費も上昇していることから、献立の内容を維持することが非常に困難な状況になってきました。

今後も児童生徒に栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を安定的に提供していくため、**令和7年4月**から学校給食費を見直しをいたします。

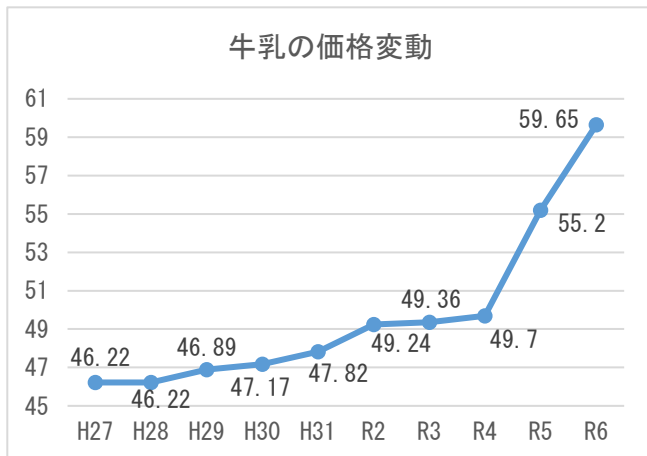
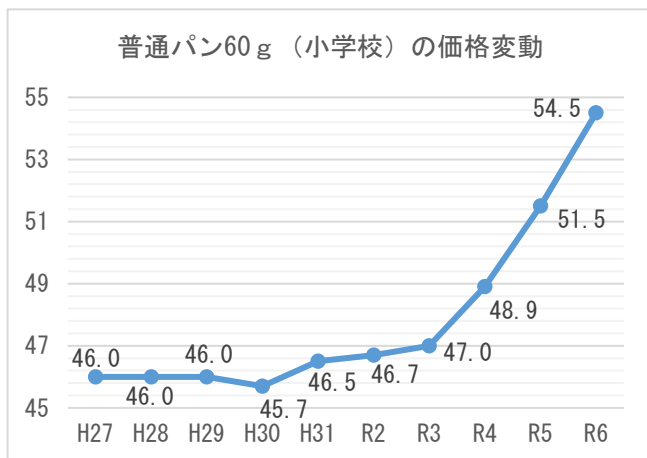
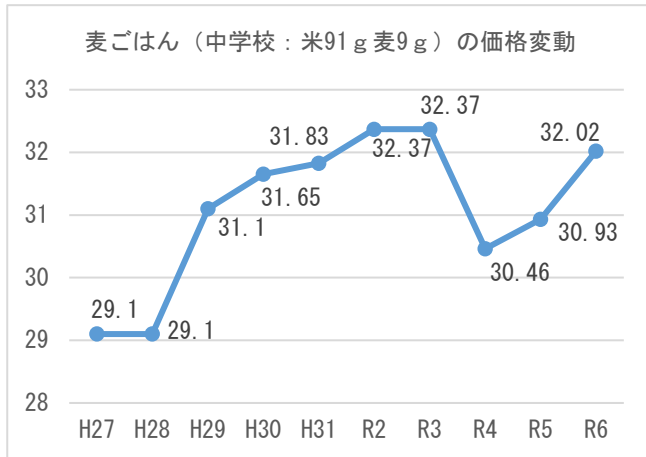
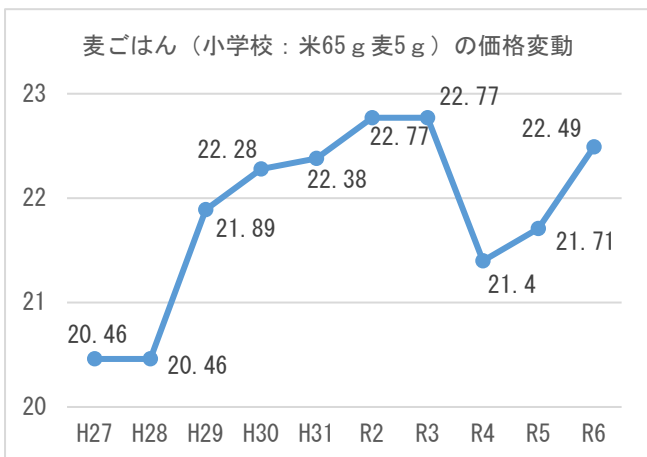
□ 学校給食において摂取すべき各栄養素の基準値等（令和3年4月）

	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (%エネルギー)	脂質 (%エネルギー)	食物繊維 (g)	ビタミンA (μ g RAE)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)	ビタミンC (mg)	ナトリウム (塩分相当量) (g)	カルシウム (mg)	マグネシウム (mg)	鉄 (mg)
小学校	650	13～ 20	20～ 30	4.5 以上	200	0.4	0.4	25	2 未満	350	50	3
中学校	830	13～ 20	20～ 30	7 以上	300	0.5	0.6	35	2.5 未満	450	120	4.5

※ 文部科学省（学校給食実施基準）

3. 改定額の算出根拠について

(1) 主食及び牛乳の1食単価における価格上昇について（平成27年度から令和6年度・税抜価格）



・主食（パン、米）、牛乳の上昇率（令和5年度～令和6年度）

小学校			
	令和5年度	令和6年度	上昇率
米	21.71	22.49	3.59%
パン	51.50	54.50	5.83%
牛乳	55.20	59.65	8.06%

中学校			
	令和5年度	令和6年度	上昇率
米	30.93	32.02	3.52%
パン	57.10	60.20	5.43%
牛乳	55.20	59.65	8.06%

※ 上昇率 = (令和6年度 - 令和5年度) / 令和5年度 × 100

(2) 改定額の算出について

【主 食】

① 令和5年度から令和6年度までの上昇率から令和7年度分を算出

〈小学校〉	米	23.30円	(令和5年度～令和7年度で 7.32%上昇の計算)
	パン	57.68円	(令和5年度～令和7年度で 12.00%上昇の計算)
〈中学校〉	米	33.15円	(令和5年度～令和7年度で 7.18%上昇の計算)
	パン	63.47円	(令和5年度～令和7年度で 11.16%上昇の計算)

② 1食分の主食の価格は1か月の給食を20食(米飯16+パン4)で試算すると

小学校	$(23.30円 \times 16) + (57.68円 \times 4) = 603.52円$	$603.52円 \div 20食 = 30.18円$
中学校	$(33.15円 \times 16) + (63.47円 \times 4) = 784.28円$	$784.28円 \div 20食 = 39.21円$

【牛 乳】

令和5年度から令和6年度までの上昇率から令和7年度分を算出

小学校・中学校ともに 64.46円 (令和5年度～令和7年度で 16.78%上昇の計算)

【副 食】

副食に係る一般物資については、令和5年から令和6年度の価格の上昇率に、物価上昇率(令和5年度から令和6年度) 5.29%^{※1}を加えて算出し、1食分量基準内訳を掛けて、小学校と中学校それぞれの一食あたりの単価を算出しました。(資料③)

※1 福岡県学校給食会 一般物資価格上昇率

令和7年度給食費見込額

〈小学校〉

主食	30.18
牛乳	64.46
副食	190.60
1食単価	285.24
(8%) (税込み)	308.06

〈中学校〉

主食	39.21
牛乳	64.46
副食	258.76
1食単価	362.43
(8%) (税込み)	391.42

4. 学校給食費改定

一食あたりの単価として、小学校給食費40円、中学校給食費70円増額いたします。

【現在の学校給食費】

	一食あたりの単価
小学校	270円
中学校	330円



【改定後の学校給食費】

	一食あたりの単価
小学校	310円
中学校	400円

議案第 5 2 号

福津市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに幼稚園の園医及び園歯科医の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正することについて

福津市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに幼稚園の園医及び園歯科医の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 1 7 年福津市教育委員会規則第 8 号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり、福津市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに幼稚園の園医及び園歯科医の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日

福津市教育委員会
教育長職務代理人 田 中 一 郎

理 由

福津市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに幼稚園の園医及び園歯科医の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 1 7 年福津市教育委員会規則第 8 号）は、健康保険証の廃止に伴い、様式改正の必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに幼稚園の園医及び園歯科医の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(令和6年11月 日福津市教育委員会規則第 号)

福津市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに幼稚園の園医及び園歯科医の公務災害補償に関する条例施行規則（平成17年福津市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中

「

5 厚生年金 保険法等の 適用	<input type="checkbox"/> _____ の保険者である。	被保険者証書等の記号番号	所轄社会保険事務所等
	<input type="checkbox"/> 被保険者ではない。		

」を

「

5 厚生年金 保険法等の 適用	<input type="checkbox"/> _____ の被保険者である。	<input type="checkbox"/> 被保険者ではない。
-----------------------	--	------------------------------------

」に改める。

様式第5号、様式第6号及び様式第10号中「被保険者証書等の記号番号」を「被保険者等の記号及び番号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

新

休業補償請求書

認定番号	第	号
請求回数	第	号

(あて先) 福津市教育委員会 下記の休業補償を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		請求者の住所 氏名	
1 (氏名及び生年月日) 年 月 日生		2 (住所)	
3 (職名)		4 (負傷又は発病年月日) 年 月 日	
5 厚生年金 保険法等の 適用	<input type="checkbox"/> _____の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではない。		
6 請求日数	年 月 日から 年 月 日まで のうち 日		{ 全部休業日数 日 一部休業日数 日
7 収入	災害発生前3箇月の勤労収入総額(臨時収入を除く。)	災害発生後請求日数期間内の勤労収入総額	
		全部休業日数に係る分	一部休業日数に係る分
	円	円	円
8 勤務先等			
9 休業補償請求金額の計算	全部休業の場合	勤労収入がない場合	$\left[\begin{matrix} \text{補償基礎額} \\ \text{請求日数} \end{matrix} \right]$ 円 × 日 × $\frac{60}{100}$ 円 = 円
		勤労収入がある場合	$\left[\begin{matrix} \text{補償基礎額} \\ \text{請求日数} \end{matrix} \right]$ 円 × 日 × $\frac{60}{100}$ - $\left[\begin{matrix} \text{全部休業日数に係る} \\ \text{勤労収入総額} \end{matrix} \right]$ 円 = 円
	一部休業の場合		$\left[\begin{matrix} \text{補償基礎額} \\ \text{請求日数} \end{matrix} \right]$ (円 × 日 - 円) × $\frac{60}{100}$ = 円
	支給額が制限される等の場合		円
10 休業補償請求金額			
※ 11 医師の証明	(傷病)		(現在の状況) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医
	(請求日数のうち治療のため勤務することができなかつたと認められる日数) のうち 日 年 月 日から 年 月 日まで		(勤務することができなかつたと認められる理由)
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日		病院または診療所の { 所在地 名称 医師氏名
12 添付する書類その他の資料			
13 口座振替希望の場合	振込先金融機関名	銀行 支店	※受理 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※決定 年 月 日
	口座番号		※通知 年 月 日
	預金名義人		※支払 年 月 日
			※決定金額 円

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3(職名)」の欄には、「〇〇〇学校学校医」等と記入すること。
- 3 「7収入」の欄の勤労収入には、自営業による収入及び会社の顧問等役員としての収入等を含み、配当所得、家賃収入等の資産を基礎として生じた収入は含まない。
- 4 「8勤務先等」の欄には、勤労収入を得ている場合に記入するものとし、勤務先名、役職名等を記入すること。
- 5 「※11医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため、勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において、重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はない。
- 6 この請求書を提出するとき、既に当該休養補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る休業補償の支給決定後に次に掲げる年金の支給を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。
 - (1) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
 - (2) 国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。)
 - (3) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)第5条の規定による改正前の船員保険法の規定による傷害年金
 - (4) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による障害年金
 - (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による傷害年金

旧

休業補償請求書

認定番号	第	号
請求回数	第	号

(あて先) 福津市教育委員会 下記の休業補償を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		請求者の住所 氏名	
1 (氏名及び生年月日) 年 月 日生		2 (住所)	
3 (職名)		4 (負傷又は発病年月日) 年 月 日	
5 厚生年金 保険法等の 適用	<input type="checkbox"/> _____の保険者である。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 被保険者ではない。		被保険者証書等の記号番号
			所轄社会保険事務所等
6 請求日数	年 月 日から 年 月 日まで のうち 日		{ 全部休業日数 日 一部休業日数 日
7 収入	災害発生前3箇月の勤労収入総額(臨時収入を除く。)		災害発生後請求日数期間内の勤労収入総額
	円		全部休業日数に係る分 円 一部休業日数に係る分 円
8 勤務先等			
9 休業補償請求 金額の計算	全部休業 の場合	勤労収入 がない場合	$\left[\begin{matrix} \text{補償基} \\ \text{礎額} \end{matrix} \right] \times \left[\begin{matrix} \text{請求} \\ \text{日数} \end{matrix} \right] \times \frac{60}{100} \text{円} = \text{円}$
		勤労収入 がある場合	$\left[\begin{matrix} \text{補償基} \\ \text{礎額} \end{matrix} \right] \times \left[\begin{matrix} \text{請求} \\ \text{日数} \end{matrix} \right] \times \frac{60}{100} - \left[\begin{matrix} \text{全部休業日数に係る} \\ \text{勤労収入総額} \end{matrix} \right] \text{円} = \text{円}$
	一部休業の場合		$\left(\left[\begin{matrix} \text{補償基} \\ \text{礎額} \end{matrix} \right] \times \left[\begin{matrix} \text{請求} \\ \text{日数} \end{matrix} \right] - \left[\begin{matrix} \text{一部休業日数に係る} \\ \text{勤労収入総額} \end{matrix} \right] \right) \times \frac{60}{100} = \text{円}$
	支給額が制限される 等の場合		円
10 休業補償請求金額			
※ 11 医師の 証明	(傷病)		(現在の状況) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医
	(請求日数のうち治療のため勤務することができなかつたと認められる日数) のうち 日 年 月 日から 年 月 日まで		(勤務することができなかつたと認められる理由)
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日		病院または診療所の { 所在地 名称 医師氏名
12 添付する書類その他の資料			
13 口座振替希望の場合	振込先金融機関名	銀行 支店	※受理 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※決定 年 月 日
	口座番号		※通知 年 月 日
	預金名義人		※支払 年 月 日
			※決定金額 円

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3(職名)」の欄には、「〇〇〇学校学校医」等と記入すること。
- 3 「7収入」の欄の勤労収入には、自営業による収入及び会社の顧問等役員としての収入等を含み、配当所得、家賃収入等の資産を基礎として生じた収入は含まない。
- 4 「8勤務先等」の欄には、勤労収入を得ている場合に記入するものとし、勤務先名、役職名等を記入すること。
- 5 「※11医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため、勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において、重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はない。
- 6 この請求書を提出するとき、既に当該休養補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る休業補償の支給決定後に次に掲げる年金の支給を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。
 - (1) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
 - (2) 国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。)
 - (3) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)第5条の規定による改正前の船員保険法の規定による傷害年金
 - (4) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による障害年金
 - (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による傷害年金



様式第5号(第4条関係)

傷病補償年金請求書

※年金証書番号	第	号
認定番号	第	号

(あて先)福津市教育委員会		請求年月日		年	月	日
下記の傷病補償年金を請求します。		請求者の住所		氏名		
1 (氏名及び生年月日)		2 (住所)				
3 (職名)		4 (負傷又は発病年月日)		年	月	日
5 (傷病等級)		6 (傷病等級該当年月日)		年	月	日
7 (傷病の名称、部位及びその状態)						
8 (既存障害の部位及びその程度)						
9 (日常生活の状態)						
10 厚生年金保険法等の適用	<input type="checkbox"/> _____ の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではない。		被保険者等の記号及び番号	所轄社会保険事務所等		
11 傷病補償年金請求年額の計算	通常の場合	(年金補償基礎額)(倍数)		円 × = 円		
	支給額が制限される等の場合			円		
12 傷病補償年金請求金額			円			
13 添付する書類その他の資料						
14 口座振替希望の場合	振込先金融機関名	銀行	支店	※受理	年	月 日
				※決定	年	月 日
	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金			※通知	年	月 日
	口座番号			※支給開始	年	月
	預金名義者			※決定年額	円	

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3(職名)」の欄には、「〇〇〇学校学校医」等と記入すること。
- 3 「7(傷病の名称、部位及びその状態)」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 4 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。
- 5 この請求書を提出する場合、既に当該傷病補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けているときには、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る傷病補償年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
 - (1) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
 - (2) 国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。)
 - (3) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)第5条の規定による改正前の船員保険法の規定による障害年金
 - (4) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による障害年金
 - (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金



様式第5号(第4条関係)

傷病補償年金請求書

※年金証書番号	第	号
認定番号	第	号

(あて先)福津市教育委員会		請求年月日		年	月	日
下記の傷病補償年金を請求します。		請求者の住所		氏名		
1 (氏名及び生年月日)		2 (住所)				
年 月 日生						
3 (職名)		4 (負傷又は発病年月日)				
		年 月 日				
5 (傷病等級)		6 (傷病等級該当年月日)				
第 級第 号		年 月 日				
7 (傷病の名称、部位及びその状態)						
8 (既存障害の部位及びその程度)						
9 (日常生活の状態)						
10 厚生年金 保険法等の 適用	<input type="checkbox"/> _____の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではない。		被保険者証書 等の記号番号	所轄社会保険 事務所等		
11 傷病補償年金 請求年額の 計算	通常の場合	(年金補償基礎額)(倍数) 円 × = 円				
	支給額が制限される 等の場合	円				
12 傷病補償年金請求金額	円					
13 添付する書類その他の資料						
14 口座振替 希望の場合	振込先 金融機関名	銀行	支店	※受理	年	月 日
				※決定	年	月 日
	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※通知		年	月 日
	口座番号			※支給開始	年	月
	預金名義者			※決定年額	円	

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3(職名)」の欄には、「〇〇〇学校学校医」等と記入すること。
- 3 「7(傷病の名称、部位及びその状態)」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 4 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。
- 5 この請求書を提出する場合、既に当該傷病補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けているときには、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る傷病補償年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
 - (1) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
 - (2) 国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。)
 - (3) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)第5条の規定による改正前の船員保険法の規定による障害年金
 - (4) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による障害年金
 - (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金



様式第6号(第4条関係)

障害補償(年金・一時金)請求書

※年金証書番号	第	号
認定番号	第	号

(あて先) 福津市教育委員会		請求年月日		年	月	日	
下記の障害補償を請求します。		請求者の住所		氏名			
1 (氏名及び生年月日)		2 (住所)					
3 (職名)		4 (負傷又は発病年月日)		年	月	日	
5 (障害等級)		6 (治癒年月日)		年	月	日	
7 (障害の部位及びその程度)							
8 (既存障害の部位及びその程度)							
9 厚生年金保険等の適用		<input type="checkbox"/> _____ の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではない。		被保険者等の記号及び番号		所轄社会保険事務所等	
10 障害補償請求額の計算		年金の場合	通常の場合	(年金補償基礎額)(倍数) 円 × = 円			
			支給額が制限される等の場合	円			
		一時金の場合	通常の場合	(年金補償基礎額)(倍数) 円 × = 円			
			支給額が制限される等の場合	円			
11 障害補償請求金額		円					
12 添付する書類その他の資料							
13 口座振替希望の場合		振込先金融機関名	銀行支店	※受理	年	月	日
		□普通預金 □当座預金		※決定	年	月	日
		口座番号		※通知	年	月	日
		預金名義者		※支給開始(年金)	年	月	日
					※支払(一時金)	年	月
				※決定金額	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金		

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3(職名)」の欄には、「〇〇〇学校学校医」等と記入すること。
- 3 「7(障害の部位及びその程度)」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 4 「8(既存障害の部位及びその程度)」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害補償を支給されたときには、その該当等級を明記すること。
- 5 「9校正年金保険法等の適用」の欄には、障害補償年金を受けようとする者について記入すること。
- 6 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。
- 7 この請求書を提出する場合、既に当該障害補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けているときには、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る障害補償年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
 - (1) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
 - (2) 国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。)
 - (3) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)第5条の規定による改正前の船員保険法の規定による障害年金
 - (4) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による障害年金
 - (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金



様式第6号(第4条関係)

障害補償(年金・一時金)請求書

※年金証書番号	第	号
認定番号	第	号

(あて先) 福津市教育委員会		請求年月日		年	月	日	
下記の障害補償を請求します。		請求者の住所		氏名			
1 (氏名及び生年月日)		2 (住所)					
3 (職名)		4 (負傷又は発病年月日)					
5 (障害等級)		6 (治癒年月日)					
7 (障害の部位及びその程度)							
8 (既存障害の部位及びその程度)							
9 厚生年金保険等の適用	<input type="checkbox"/> _____ の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではない。			被保険者証書等の記号番号	所轄社会保険等事務所等		
10 障害補償請求額の計算	年金の場合	通常の場合		(年金補償基礎額)(倍数) 円 × = 円			
		支給額が制限される等の場合		円			
	一時金の場合	通常の場合		(年金補償基礎額)(倍数) 円 × = 円			
		支給額が制限される等の場合		円			
11 障害補償請求金額				円			
12 添付する書類その他の資料							
13 口座振替希望の場合	振込先金融機関名	銀行支店		※受理	年 月 日		
				※決定	年 月 日		
	□普通預金 □当座預金				※通知	年 月 日	
	口座番号				※支給開始(年金)	年 月	
	預金名義者				※支払(一時金)	年 月 日	
				※決定金額	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金 円		

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3(職名)」の欄には、「〇〇〇学校学校医」等と記入すること。
- 3 「7(障害の部位及びその程度)」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 4 「8(既存障害の部位及びその程度)」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害補償を支給されたときには、その該当等級を明記すること。
- 5 「9校正年金保険法等の適用」の欄には、障害補償年金を受けようとする者について記入すること。
- 6 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。
- 7 この請求書を提出する場合、既に当該障害補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けているときには、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る障害補償年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
 - (1) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
 - (2) 国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。)
 - (3) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)第5条の規定による改正前の船員保険法の規定による障害年金
 - (4) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による障害年金
 - (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金



様式第10号(第4条関係)

遺族補償年金請求書

※年金証書番号	第	号
認定番号	第	号

(あて先)福津市教育委員会		請求年月日 年 月 日			
下記の遺族補償年金を請求します。		請求者(代表者)の			
		住所 _____ 氏名 _____ (印) 死亡職員との続柄 _____			
1 死亡職員に関する事項	(氏名及び生年月日) 年 月 日生			(住所)	
	(職名)			(死亡年月日) 年 月 日	
	厚生年金保険等の適用			被保険者等の記号及び番号	所轄社会保険事務所等
	<input type="checkbox"/> の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者でなかった。				
2 請求の事由	<input type="checkbox"/> 職員の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明				
3 請求者及び遺族補償年金を受けられる遺族	氏名	生年月日	住所	死亡職員との続柄	備考
		年 月 日生			
		年 月 日生			
		年 月 日生			
		年 月 日生			
4 既に遺族補償年金を受けている者	氏名	生年月日	住所	死亡職員との続柄	備考
		年 月 日生			
		年 月 日生			
		年 月 日生			
5 遺族補償年金請求年額の計算	通常の場合			(年金補償基礎額)(倍数) 円 × × $\frac{1}{(\text{請求者の数})} =$ 円	
	支給額が調整される場合			円	
6 遺族補償年金請求年額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合			円	
	代表者を選任した場合			(5の請求年額)(請求者の数) 円 × = 円	
7 添付する書類その他の資料					
8 口座振替希望の場合	振込先金融機関名		※受理	年 月 日	
			※決定	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※通知	年 月 日	
	口座番号		※支給開始年月	年 月	
	預金名義者		※決定金額	<input type="checkbox"/> 請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合 円	

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「1 死亡職員に関する事項」の欄中「(職員)」には、「〇〇〇学校学校医」等と記入すること。
- 3 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは「請」、代表者であるときは「代」、障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは「障」、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは「生」と明記すること。
- 4 「4 概に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2 請求の事由」の欄の記入が「職員の死亡」以外の場合に記入すること。
- 5 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に当該職員の死亡について遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(3)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はない。
 - (1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検死調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務により生じたものであることを証明する書類又はその写し
 - (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書(戸籍の謄本又は抄本でもよい。)
 - (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (5) 請求者が妻1人で、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「政令」という。)第8条第1項第4号に定める障害の状態にあるとき(55歳以上の場合を除く。)は、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと、及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなったことを証明する医師の診断書その他の書類
 - (6) 請求者(前号に該当する者を除く。)又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が政令第8条第1項第4号に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類
 - (7) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
 - (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)を記載した書類
 - (9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを証明することができる書類。また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類
- 6 この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の

記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る遺族補償年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。

- (1) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金
- (2) 国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金
- (3) 昭和60年法律第34号第5条の規定による改定前の船員保険法の規定による遺族年金
- (4) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改定前の厚生年金保険法の規定による遺族年金
- (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

遺族補償年金請求書

※年金証書番号	第	号
認定番号	第	号

(あて先)福津市教育委員会		請求年月日 年 月 日			
下記の遺族補償年金を請求します。		請求者(代表者)の 住 所 _____ 氏 名 _____ (印) 死亡職員との続柄 _____			
1 死亡職員に関する事項	(氏名及び生年月日) 年 月 日生			(住所)	
	(職名)			(死亡年月日) 年 月 日	
	厚生年金保険等の適用			被保険者証書等の記号番号	所轄社会保険事務所等
	<input type="checkbox"/> の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者でなかった。				
2 請求の事由	<input type="checkbox"/> 職員の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明				
3 請求者及び遺族補償年金を受けられる遺族	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡職員との続柄	備 考
		年 月 日生			
		年 月 日生			
		年 月 日生			
		年 月 日生			
4 既に遺族補償年金を受けている者	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡職員との続柄	備 考
		年 月 日生			
		年 月 日生			
		年 月 日生			
5 遺族補償年金請求年額の計算	通 常 の 場 合			(年金補償基礎額)(倍数) 円 × × $\frac{1}{(請求者の数)}$ = 円	
	支給額が調整される場合			円	
6 遺族補償年金請求年額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合			円	
	代表者を選任した場合			(5の請求年額)(請求者の数) 円 × = 円	
7 添付する書類その他の資料					
8 口座振替希望の場合	振込先金融機関名		※受理	年 月 日	
			※決定	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※通知	年 月 日	
	口座番号		※支給開始年月	年 月	
	預金名義者		※決定金額	<input type="checkbox"/> 請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合 円	

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「1 死亡職員に関する事項」の欄中「(職員)」には、「〇〇〇学校学校医」等と記入すること。
- 3 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは「請」、代表者であるときは「代」、障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは「障」、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは「生」と明記すること。
- 4 「4 概に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2 請求の事由」の欄の記入が「職員の死亡」以外の場合に記入すること。
- 5 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に当該職員の死亡について遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(3)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はない。
 - (1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検死調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務により生じたものであることを証明する書類又はその写し
 - (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書(戸籍の謄本又は抄本でもよい。)
 - (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (5) 請求者が妻1人で、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「政令」という。)第8条第1項第4号に定める障害の状態にあるとき(55歳以上の場合を除く。)は、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと、及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなったことを証明する医師の診断書その他の書類
 - (6) 請求者(前号に該当する者を除く。)又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が政令第8条第1項第4号に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類
 - (7) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
 - (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)を記載した書類
 - (9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを証明することができる書類。また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類
- 6 この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の

記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る遺族補償年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。

- (1) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金
- (2) 国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金
- (3) 昭和60年法律第34号第5条の規定による改定前の船員保険法の規定による遺族年金
- (4) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改定前の厚生年金保険法の規定による遺族年金
- (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

議案第53号

福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて

福津市立図書館条例施行規則（平成17年福津市教育委員会規則第24号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を制定する。

令和6年11月18日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

理 由

令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了することに伴い、福津市立図書館の利用登録申請における本人確認の手段を改める必要がある。これにより、条文及び様式を整備する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
(令和6年11月 日福津市教育委員会規則第 号)

福津市立図書館条例施行規則（平成17年福津市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「、健康保険証」を削る。

様式第6号中「、保険証」及び「・保険証」を削る。

様式第8号中「健康保険証・」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

福津市立図書館条例施行規則(平成17年福津市教育委員会規則第24号)新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																				
<p>(登録等の手続) 第12条 (略) 2 前項の申込書を提出する際には、個人番号カード、運転免許証、 健康保険証、学生証その他本人であることを確認できる書類(以下 「確認書類」という。)を提示しなければならぬ。 3～5 (略)</p> <p>様式第6号 (第12条関係)</p>	<p>(登録等の手続) 第12条 (略) 2 前項の申込書を提出する際には、個人番号カード、運転免許証、 健康保険証、学生証その他本人であることを確認できる書類(以下 「確認書類」という。)を提示しなければならぬ。 3～5 (略)</p> <p>様式第6号 (第12条関係)</p>																																																																																																																																																																																																				
<p>りよう 利用カード申込書</p> <p>●福津市内に在住・在勤・在学の方、福岡都市圏にお住まいの方は申込みできます。 ●本校の中を記入して、住所氏名のわかるもの(免許証、学生証など)を提示してくだ さい。 ●記入された個人情報、図書館業務遂行のためにのみ利用します。</p> <table border="1" data-bbox="925 1164 1340 1948"> <tr> <td>旧利用者コード</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>利用者コード</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>性別</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="11">〒</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="11">固定電話 - -</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="11">携帯電話 - -</td> </tr> </table>	旧利用者コード									年	月	日	利用者コード												フリガナ												氏名												生年月日									年	月	日	性別	男・女	住所	〒											電話番号	固定電話 - -												携帯電話 - -											<p>りよう 利用カード申込書</p> <p>●福津市内に在住・在勤・在学の方、福岡都市圏にお住まいの方は申込みできます。 ●本校の中を記入して、住所氏名のわかるもの(免許証、保隣証、学生証など)を提示 してください。 ●記入された個人情報、図書館業務遂行のためにのみ利用します。</p> <table border="1" data-bbox="925 268 1340 1052"> <tr> <td>旧利用者コード</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>利用者コード</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>性別</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="11">〒</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="11">固定電話 - -</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="11">携帯電話 - -</td> </tr> </table>	旧利用者コード									年	月	日	利用者コード												フリガナ												氏名												生年月日									年	月	日	性別	男・女	住所	〒											電話番号	固定電話 - -												携帯電話 - -										
旧利用者コード									年	月	日																																																																																																																																																																																										
利用者コード																																																																																																																																																																																																					
フリガナ																																																																																																																																																																																																					
氏名																																																																																																																																																																																																					
生年月日									年	月	日	性別	男・女																																																																																																																																																																																								
住所	〒																																																																																																																																																																																																				
電話番号	固定電話 - -																																																																																																																																																																																																				
	携帯電話 - -																																																																																																																																																																																																				
旧利用者コード									年	月	日																																																																																																																																																																																										
利用者コード																																																																																																																																																																																																					
フリガナ																																																																																																																																																																																																					
氏名																																																																																																																																																																																																					
生年月日									年	月	日	性別	男・女																																																																																																																																																																																								
住所	〒																																																																																																																																																																																																				
電話番号	固定電話 - -																																																																																																																																																																																																				
	携帯電話 - -																																																																																																																																																																																																				

●福津市外にお住まいで、福津市内に在勤・在学の方は記入してください。

勤務先 学 校 名	名 名	年 生
電 話 番 号	- -	

パスワード申請(パスワード管理のできる方)

●パスワードの発行を申請する方は、下記の太枠の中を記入してください。

予約の連絡方法 **メール連絡にする・しない**どちらかに○をしてください。

※メール連絡を希望する方は、図書館のホームページで必ずメールアドレスを登録してください。
 ※メールアドレス等のご連絡の際、氏名の漢字表記が正しくできない場合があります。予めご了承ください。

確 認 免許証・学生証・住民票・マイナンバー・要確認
 登 録 / 有効期限 年 月 日
 確認済 / 利用者資格 (市内・市外) 在勤在住 (在住・在勤・在学・広域)
 パスワード発行 /
 予約連絡変更 /

様式第8号 (第17条関係)

図書館団体利用カード申請書

年 月 日

※太枠の中を記入してください。

利用者コード	□□□□□□□□□□
フリガナ	-----
団 体 名	-----

●福津市外にお住まいで、福津市内に在勤・在学の方は記入してください。

勤務先 学 校 名	名 名	年 生
電 話 番 号	- -	

パスワード申請(パスワード管理のできる方)

●パスワードの発行を申請する方は、下記の太枠の中を記入してください。

予約の連絡方法 **メール連絡にする・しない**どちらかに○をしてください。

※メール連絡を希望する方は、図書館のホームページで必ずメールアドレスを登録してください。
 ※メールアドレス等のご連絡の際、氏名の漢字表記が正しくできない場合があります。予めご了承ください。

確 認 免許証・保護証・学生証・住民票・マイナンバー・要確認
 登 録 / 有効期限 年 月 日
 確認済 / 利用者資格 (市内・市外) 在勤在住 (在住・在勤・在学・広域)
 パスワード発行 /
 予約連絡変更 /

様式第8号 (第17条関係)

図書館団体利用カード申請書

年 月 日

※太枠の中を記入してください。

利用者コード	□□□□□□□□□□
フリガナ	-----
団 体 名	-----

団体事務所住所	〒 福津市	TEL	-	-
担当者氏名		TEL	-	-

登録	/	確認済	/
----	---	-----	---

有効期限 年 月 日

確認書類 1.本人確認 運転免許証 マイナンバー
住民票 その他()

2.団体所属確認()

団体種別 公共 民間施設 ボランティア団体 相貸
その他()

パスワード発行 無 済(年 月 日)

団体事務所住所	〒 福津市	TEL	-	-
担当者氏名		TEL	-	-

登録	/	確認済	/
----	---	-----	---

有効期限 年 月 日

確認書類 1.本人確認 運転免許証 健康保険証・マイナンバー
住民票 その他()

2.団体所属確認()

団体種別 公共 民間施設 ボランティア団体 相貸
その他()

パスワード発行 無 済(年 月 日)

議案第54号

福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて

福津市複合文化センター条例施行規則（平成28年福津市教育委員会規則第14号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定する。

令和6年11月18日

福津市教育委員会
教育長職務代理人 田 中 一 郎

理 由

令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了することに伴い、図書館の利用登録申請における本人確認の手段を改める必要がある。これにより、条文及び様式を整備する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則
(令和6年11月 日福津市教育委員会規則第 号)

福津市複合文化センター条例施行規則（平成28年福津市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、健康保険証」を削る。

様式第15号中「、保険証」及び「・保険証」を削る。

様式第17号中「健康保険証・」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

福津市複合文化センター条例施行規則(平成28年福津市教育委員会規則第14号)新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																
<p>(個人貸出しに係る登録等の手続)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の申込書を提出する際には、個人番号カード、運転免許証、<u>健康保険証</u>、学生証その他本人であることを確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提示しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>様式第15号 (第20条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">りよう 利用カード申込書</p> <p>●福津市内に在住・在勤・在学の方、福岡都市圏にお住まいの方は申込みできます。 ●太枠の中を記入して、住所氏名のわかるもの(免許証、<u>保険証</u>、学生証など)を提示してください。 ●記入された個人情報、図書館業務遂行のためにのみ利用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">旧利用者コード</td> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>利用者コード</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>性 別</td> </tr> <tr> <td>性 別</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td colspan="4"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">固定電話</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">携帯電話</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table> </div>	旧利用者コード										利用者コード									年 月 日	フリガナ										氏 名										生 年 月 日									性 別	性 別	〒									電 話 番 号					固定電話		-		-						携帯電話		-		-	<p>(個人貸出しに係る登録等の手続)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の申込書を提出する際には、個人番号カード、運転免許証、<u>健康保険証</u>、学生証その他本人であることを確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提示しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>様式第15号 (第20条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">りよう 利用カード申込書</p> <p>●福津市内に在住・在勤・在学の方、福岡都市圏にお住まいの方は申込みできます。 ●太枠の中を記入して、住所氏名のわかるもの(免許証、<u>保険証</u>、学生証など)を提示してください。 ●記入された個人情報、図書館業務遂行のためにのみ利用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">旧利用者コード</td> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>利用者コード</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>性 別</td> </tr> <tr> <td>性 別</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td colspan="4"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">固定電話</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">携帯電話</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table> </div>	旧利用者コード										利用者コード									年 月 日	フリガナ										氏 名										生 年 月 日									性 別	性 別	〒									電 話 番 号					固定電話		-		-						携帯電話		-		-
旧利用者コード																																																																																																																																																																	
利用者コード									年 月 日																																																																																																																																																								
フリガナ																																																																																																																																																																	
氏 名																																																																																																																																																																	
生 年 月 日									性 別																																																																																																																																																								
性 別	〒																																																																																																																																																																
電 話 番 号					固定電話		-		-																																																																																																																																																								
					携帯電話		-		-																																																																																																																																																								
旧利用者コード																																																																																																																																																																	
利用者コード									年 月 日																																																																																																																																																								
フリガナ																																																																																																																																																																	
氏 名																																																																																																																																																																	
生 年 月 日									性 別																																																																																																																																																								
性 別	〒																																																																																																																																																																
電 話 番 号					固定電話		-		-																																																																																																																																																								
					携帯電話		-		-																																																																																																																																																								

●福津市外にお住まいで、福津市内に在勤・在学の方は記入してください。

勤務先名 学 校 名	年 生
電 話 番 号	- -

パスワード申請(パスワード管理のできる方)

●パスワードの発行を申請する方は、下記の太枠の中を記入してください。

予約の連絡方法 **メール連絡に(する・しない)どちらかに○をしてください。**

※メール連絡を希望する方は、図書館のホームページで必ずメールアドレスを登録してください。

※メール等でのご連絡の際、氏名の漢字表記が正しくできない場合があります。予めご了承ください。

確 認 免許証・学生証・住民票・マイナンバー・要確認

登 録 / 有効期限 年 月 日

確認済 / 利用者資格(市内・市外) 在勤在住(在住・在勤・在学・広域)

パスワード発行 /

予約連絡変更 /

様式第17号 (第25条関係)

図書館団体利用カード申請書

※太枠の中を記入してください。

利用者コード	-----	年 月 日
フリガナ	-----	
団体名	-----	

●福津市外にお住まいで、福津市内に在勤・在学の方は記入してください。

勤務先名 学 校 名	年 生
電 話 番 号	- -

パスワード申請(パスワード管理のできる方)

●パスワードの発行を申請する方は、下記の太枠の中を記入してください。

予約の連絡方法 **メール連絡に(する・しない)どちらかに○をしてください。**

※メール連絡を希望する方は、図書館のホームページで必ずメールアドレスを登録してください。

※メール等でのご連絡の際、氏名の漢字表記が正しくできない場合があります。予めご了承ください。

確 認 免許証・要確認・学生証・住民票・マイナンバー・要確認

登 録 / 有効期限 年 月 日

確認済 / 利用者資格(市内・市外) 在勤在住(在住・在勤・在学・広域)

パスワード発行 /

予約連絡変更 /

様式第17号 (第25条関係)

図書館団体利用カード申請書

※太枠の中を記入してください。

利用者コード	-----	年 月 日
フリガナ	-----	
団体名	-----	

団体事務所住所	〒 福津市	TEL	-	-
担当者氏名		TEL	-	-

登録	/	確認済	/
----	---	-----	---

有効期限 年 月 日

確認書類 1.本人確認 運転免許証 マイナンバー
住民票 その他()

2.団体所属確認()

団体種別 公共 民間施設 ボランティア団体 相貸
その他()

パスワード発行 無 済(年 月 日)

団体事務所住所	〒 福津市	TEL	-	-
担当者氏名		TEL	-	-

登録	/	確認済	/
----	---	-----	---

有効期限 年 月 日

確認書類 1.本人確認 運転免許証 健康保険証・マイナンバー
住民票 その他()

2.団体所属確認()

団体種別 公共 民間施設 ボランティア団体 相貸
その他()

パスワード発行 無 済(年 月 日)

令和6年度 教育委員会スケジュール

月日	曜	事 項	時間	場 所	委員	教育長
11月18日	月	令和6年福津市教育委員会第11回定例会	9:30	本館2階大会議室	○	○
11月19日	火	議会開会予定	未定	議場		○
		市町村教育委員会教育長と県教育委員会幹部職員との意見交換会	14:00	福岡教育事務所		○
		管内教育長会議	意見交換会 終了後	福岡教育事務所		○
11月23日	土	マル勝まつり	8:40	勝浦小学校		
11月26日	火	庁議	9:00	庁議室		○

12月の教育委員会定例会は12月26日(木)の予定です。宜しくお願いします。

R6.12.1~12.31

月日	曜	事 項	時間	場 所	委員	教育長
12月2日	月	校長ヒアリング	9:00	教育長室		○
12月3日	火	校長ヒアリング	9:00	教育長室		○
12月4日	水	校長ヒアリング	9:00	教育長室		○
		福岡地区小学校教頭会研究大会	13:10	宗像ユリックス		○
12月5日	木	校長研修会	9:00	別館1階大ホールAB		○
12月6日	金	校長ヒアリング	9:00	教育長室		○
12月9日	月	庁議	9:00	庁議室		○
12月12日	木	管内教育長会議	14:00	福岡教育事務所		○
12月23日	月	庁議	9:00	庁議室		○
12月26日	木	令和6年福津市教育委員会第12回定例会	9:30	別館1階大ホールAB	○	○
12月28日	土	【閉庁日】				
12月29日	日	【閉庁日】				
12月30日	月	【閉庁日】				
12月31日	火	【閉庁日】				

1月の教育委員会定例会は1月29日(水)の予定です。宜しくお願いします。

報告第26号

令和6年福津市議会12月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和6年福津市議会12月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年11月7日に教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めらる。

令和6年11月18日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和6年福津市議会12月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年11月7日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 田中 一郎

臨時代理の内容

令和6年福津市議会12月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年福津市議会12月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

6 福教総第 5 6 1 号

令和 6 年 1 1 月 7 日

福津市長 原崎 智仁 様

福津市教育委員会

教育長職務代理者 田中 一郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見について (回答)

令和 6 年 1 1 月 7 日付 6 福総第 8 1 6 号文書で照会のありました、令和 6 年
第 6 回福津市議会 1 2 月定例会に提出が予定されている下記の議案につきまして
は、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算 (第 6 号) について



6 福総第 8 1 6 号
令和 6 年 1 1 月 7 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田中 一郎 様

福津市長 原崎 智仁



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 6 年第 6 回福津市議会 1 2 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算（第 6 号）について